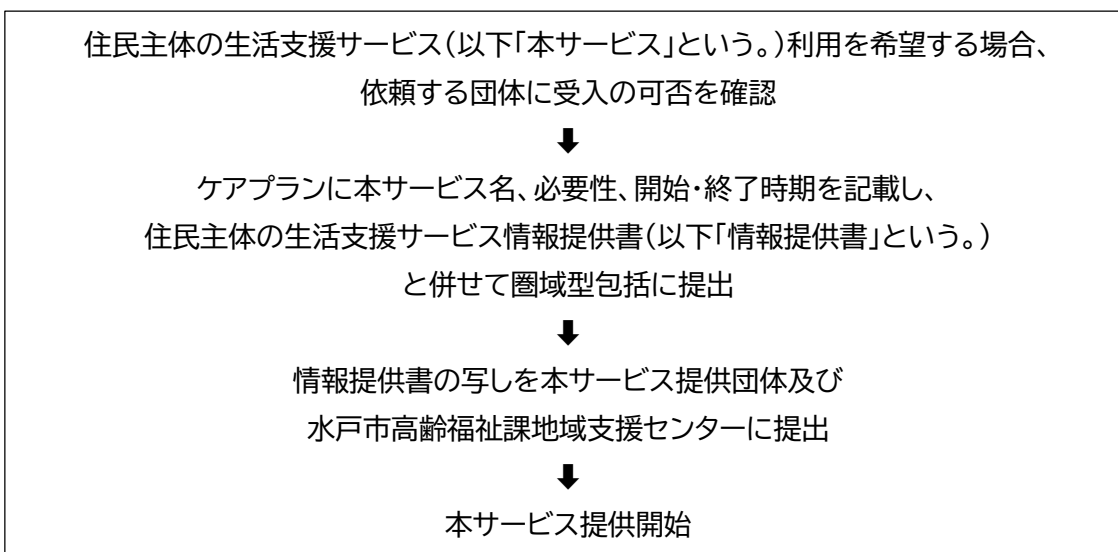


住民主体の生活支援サービス(訪問型サービス・活動B)の利用について

1 利用の流れ



2 ケアマネジメントについて

(1)初回のケアプランの場合

総合事業の従前相当サービスや予防給付(以下「給付サービス」という。)を併用する場合、ケアプランに本サービス名、必要性、開始・終了時期を記載します。

(2)本サービスを追加する場合

作成済のケアプランに本サービス名、必要性、開始・終了時期を記載します。この場合、ケアプラン変更によるサービス担当者会議の開催は必須ではありません。

(3)サービス併用を終了する場合

給付サービスと本サービスを併用していたが、給付サービスを終了し、本サービスのみ利用を継続する場合、圏域型包括に連絡し、評価を実施します。評価の結果、ケアマネジメントが不要場合、終了となります。

3 継続利用要介護者について

事業対象者又は要支援認定者として本サービスを利用していた方が要介護になった場合も、「継続利用要介護者」として本サービスの利用を継続することが可能です。ただし、本サービスの提供者は介護専門職ではなくボランティアであるため、利用者の状態やサービス内容によっては、希望するサービスの提供が困難な場合がありますので、利用者の心身の状況を踏まえた、適切な支援を実施してください。

継続利用要介護者の利用の流れ

